

施策コード 36	施策名 生活困難者の自立及び支援	政策名 健やかに安心して暮らせるまちづくり
施策区分 重点施策	主管部等名 保健福祉部	課長名 牧野康剛
	施策主管課 福祉課	内線 5310
	施策関係課 子育て支援課、保健課、建設管理課、地域計画課、産業振興支援課	

1. 施策の目的と成果指標

施策の対象	対象指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度見込
生活に困っている人	自身では解決できなくて公に相談にきた人(生活相談数)	人	1,326	1,407	1,460	1,666	1,599	1,920	1,500
	生活保護者(中国残留邦人等支援事業対象者を除いた人数)	人	364(336)	371(343)	359(331)	358	396	399	372
施策の意図	成果指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標
課題や不安を持つ人が少なくなる 自立した生活を送ることができる。	生活相談者数/人口(外国人を含む)	%	1.2	1.3	1.36	1.56	1.48	1.79	1.4
	生活保護を受けている人の割合(中国残留邦人等支援事業対象者を除いた割合)	%	3.36(3.09)	3.45(3.18)	3.35(3.09)	3.30	3.74	3.79	3.74
	生活保護を受けている人の中で自立した人の数	人	2	13	7	13	27	22	15
成果指標設定の考え方	相談体制の充実により課題や不安を解消することを目指し、将来的には減少を目指す。生活保護を受けている人が自立できることがこの施策の目指すところであるから。								
成果指標の把握方法(算定式など)	行政内部の資料で把握 指標の相談者数は、母子父子家庭の相談数、中国帰国者からの相談数、DV被害者からの相談数、人権擁護委員への相談者数、生活保護相談者数、社協相談者数の計。								
	行政内部の資料で把握(平成20年4月から中国残留邦人等支援事業が施行され18世帯28人が制度移行したことに伴って、対象指標及び成果指標の23年度見込を28人を減じた数値に変更した。)								
	行政内部の資料で把握(稼働収入増加、働き手の転入、年金・仕送りの増加、親戚等による引き取り、他法活用等により保護廃止となった件数)								
基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)	<p>&lt;成果指標&gt; 目標設定時においては、社会情勢が現状のまま推移すれば、平成23年度の生活相談者数は1,500人、人口割合で1.4%と見込んだ。今後、中国帰国者数は自然減するが、経済的理由による生活相談や離婚の増加等の状況からDVをはじめとした母子相談は今後も増加すると考えられる。従ってこの1.4%を目標値として設定する。(なお、この成果指標は、相談することで課題や不安を解消することを目指すものであり、将来的には減少することを旨とする。)</p> <p>&lt;成果指標&gt; 目標設定時においては、社会情勢が現状のまま推移すれば、平成23年度の生活保護者数は372人と推定し、人口1,000人当たりの生活保護の実人数は、3.48と想定する。(中国残留邦人等支援事業に伴い、28人減じた数値に変更する。)現下の厳しい経済情勢や今後の高齢者の増加等の要因を考慮すると、この割合は増加傾向が続くと推測される。</p> <p>&lt;成果指標&gt; 目標設定時においては、社会情勢が現状のまま推移すれば、この数値は横ばいと推定した。高齢者が増加していく状況にあり、生活保護者が就労し自立することは難しい状況にあるが、この目標値は現状を維持していくことで設定する。</p> <p>&lt;前提条件&gt; この施策目標を達成するための前提条件は、景気回復と地域経済の自立度が高まることにより、一定の収入を得られるようになることやセーフティネットの確立、年金制度の改革などが考えられる。また、家族の絆が切れているので、人間関係力を高めることも必要な条件となる。</p>								

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	ムトス指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	22年度実績	23年度目標
行政 市(国・県)	必要な困難者に窓口相談に応じる。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) 自立を支援する。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) 市民や事業者の福祉活動を支援する。 生活困難者へ居住の場所を提供する。	相談者数 (把握方法: 成果指標の再掲) 自立支援 ・生活保護者が就労した人数 ・母子家庭の自立支援をした数 (把握方法: 福祉課、子育て支援課で把握) 中国帰国者日本語教室及び交流会への参加者数 (把握方法: 福祉課で把握) 公営住宅の入居戸数 (把握方法: 建設・管理課で把握)(合併により変更)	1,920人  就労45人 母子13人  延べ 421人 770戸	1,500人  就労50人 母子6人  延べ 195人 875戸
	個人	・生活に困っている人達のことを良く理解する ・ボランティア活動などに参加し支援する。	・福祉ボランティア活動への参加者数	
市民等	福祉事業者 NPO法人	生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		現段階は、行政の役割のみ数値設定
	各種団体 (例: 市民団体)	生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度に対する平成22年度事務事業の総括

事務事業全体の振り返り(総括)	<p>生活保護の適正な実施により、被保護世帯に対して健康で文化的な最低限度の生活を維持に努めた。その中で、生活保護を受けている人のうち22人を自立させることができた。しかし、長引く経済不況と東日本大震災による経済混乱のため、保護対象者が増加したため、保護率は3.79%まで上昇した。(国は15%、県は5%)</p> <p>公営住宅は低所得者の住宅不足を緩和するための施策であるが、着実に整備が進められた。</p> <p>国の緊急経済対策の一環として平成21年10月から行われている「住宅手当緊急特別措置事業」では、本市においては22年度中に35人が住宅手当を受給している。</p> <p>市内6か所の福祉企業センターは、総じて深刻な経済不況の中で安定的な受託作業の確保が困難な状況にある。加えて、東日本大震災の影響による行楽自粛ムードや工業部品の生産調整により、益々厳しい対応を迫られている。ただし、福祉企業センターは生活困窮者や障害者等の生活の安定と自立の助長を支援するための貴重な就労の場であるという位置付けは変わらない。</p>
-----------------	---

平成22年度の実績評価と根拠(理由)	21年度と比べて成果が向上した	21年度と比べて成果は変わらなかった	21年度と比べて成果は低下した
	<p>生活保護関連では、厳しい経済状況を反映して生活相談者は依然として多く、生活保護受給率も増加している。生活相談件数を見ると、21年度:292件、22年度:489件と急増しているが、相談者に対しては懇切丁寧な説明と適切な対応や支援に努めた。</p> <p>母子父子家庭に対しても、現行制度の中で対象者への支援に努めた。</p>		

平成23年度の目標達成見込み	23年度で目標は達成できる	23年度での目標達成は難しい		
----------------	---------------	----------------	--	--

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?	<p>国の方針として、生活保護の基準を見直す(厳しくする)方向が示されている。</p> <p>生活保護は国の法定受託事務であり、市独自の対応は認められない。また、他法他施策の優先適用が原則であるが、こうしたルールへの理解がないままに、厳しい経済状況の中で「福祉に相談すれば何とかしてくれるのでは...」といった相談が多くなっている。</p> <p>高齢化が進んでいる。母子家庭は増える傾向にある。DVも増える傾向にある。</p> <p>国においてはパート従業員の保障の充実を進めている。</p> <p>国においては母子家庭の就業支援対策により自立を促進する方針である。(児童扶養手当は減額される)</p> <p>平成20年度から中国残留邦人等に対する新たな支援制度が施行された。</p> <p>H23.3.11発生の東日本大震災により国内経済が大きな打撃を受けたため、生活保護率はさらに増加していくと思われる。</p>
--	---

この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	<p>議会からは、生活保護の基準が厳しいと言う意見を頂いている。</p> <p>中国帰国者に対して、支援をもっとすべきという声がある。</p> <p>市営住宅の充実を求める市民及び議会からの声が高い。</p> <p>生活困窮者への支援制度は国の制度に大きく関わっているが、国の制度外で困窮している人への支援策を市独自で組み立てられないか。</p> <p>生活困窮者の自立のためには、企業の理解を求めることが必要である。</p> <p>生活困窮者が支援を受けるための情報の提供に力を入れるべきだ。</p> <p>生活困窮者は本人の内面の問題に起因していることが多いため、自立には専門的なカウンセラーが必要である。</p>
--	---

5. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算	20年度決算	21年度決算	22年度決算見込み	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	1,186,644	1,263,346	1,547,594	1,604,939	
関連する事務事業の数(事業)	25	29	27	28	

6. 前期4年間の取組評価(総括)

施策の目的達成(対象を意図する状態にする)に向けて、前期4年間で重点的に取り組んできた事項とその評価	<p>生活保護の適正な実施により、被保護世帯に対して健康で文化的な最低限度の生活を維持できるよう努めているほか、就労・扶養・他法他施策の活用などの支援活動により、生活保護から自立できるよう支援をしている。</p> <p>福祉企業センターは、深刻な経済不況の中で安定的な受託作業の確保が困難なため、定員に対する利用率100%という目標達成度から見ると厳しい環境にあるが生活困窮者や障害者等の生活の安定と自立の助長を支援するための貴重な就労の場であるという位置付けで取り組んでいる。現下の状況を踏まえると、利用率100%という目標設定には無理がある。</p> <p>母子・父子家庭等の生活困窮者の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当の支給、医療費助成などの支援を行っている。</p> <p>公営住宅は、低所得者の住宅不足を緩和するための施策として着実に整備を進めている。</p>
--	--

施策の現状と課題	<p>この施策は、社会のさまざまな分野(経済・教育・福祉)が関連する課題であり、社会全体の健全性を高めていく必要がある。また、この施策は、本来行政が取り組むべき内容であるため「多様な主体の協働」という観点には馴染みにくい。一般市民に生活困難者への支援に対する理解を浸透させていく必要がある。</p> <p>高齢者や母子・父子家庭等の就労の機会の確保、雇用条件の改善が必要となる。</p> <p>公営住宅の老朽化に伴う改修、建替え等整備などを含めて、低所得者の生活支援と住居の確保が必要である。</p>
----------	--

主体別の役割の発揮状況	<p>善意による生活困難者への支援。(食料、宿泊、励ましなど)</p>
-------------	-------------------------------------

行政としての役割の発揮状況	<p>この施策に関するものは、扶助費として本来行政が公費負担して実施しなければならない内容のものがほとんどである。</p>
---------------	---

多様な主体の協働を推進していくための課題	<p>この施策は、本来行政が取り組むべき内容であるため「多様な主体の協働」という観点には馴染みにくい。一般市民に生活困難者への支援に対する理解を浸透させていく必要がある。</p>
----------------------	---